

平成 29 年 8 月 18 日

ぜんこくDB企業年金  
実施事業主 各位

ぜんこくDB企業年金基金

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の  
一部改正に伴う育児休業・介護休業規程等ご提出のお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 14 号)」の施行にともない、平成 29 年 10 月 1 日から「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)」の一部が改正され、原則 1 歳までである育児休業を 6 か月延長しても保育園に入れない等の場合に、更に6か月(2 歳まで)の再延長が出来ることとなります。

本法改正により、基金の加入者の範囲から育児休業・介護休業中の者を除外している事業主様におかれましては、「育児休業・介護休業規程等」の変更に伴い、企業年金基金規約の変更が必要となる場合がございます。

つきましては、当基金の加入者の範囲から、育児休業・介護休業中の従業員様を除外する取扱いとされている事業主様で、本法改正に伴い「育児休業・介護休業規程等」を変更される場合におかれましては、企業年金基金規約変更の要否の確認のため、現在規約で引用している「育児休業・介護休業規程等」と変更後の「育児休業・介護休業規程等」を基金事務局までご提出いただきますようお願いいたします。

ご不明点等ございましたら、基金事務局までお問合せください。

敬具

(お問合せ先)

ぜんこくDB企業年金基金

石川県金沢市鞍月2-3 石川県鉄工会館内

電話 076-268-5566